

セーレン株式会社 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

女性従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、下記の通り一般事業主行動計画を策定致しました。

(記)

1. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 当社の課題

- (1) 採用者に占める女性の割合が少ない
- (2) 管理職に占める女性割合が低い

3. 目標

目標 1: 採用者に占める女性割合を 10%以上とする。

目標 2: 男女の勤続年数の差異を 130%以上とする

4. 取組内容

(1) 求職者に対する積極的な広報活動を実施する

令和 3 年 4 月 ~ 会社案内、パンフレット等で、社内で活躍する女性を紹介し、女性が活躍できる職場であることを積極的に広報する

令和 4 年 4 月 ~ 実施した広報の効果を確認し、次年度の広報活動に活用する

(2) 定期的に仕事・やりがいに関する意識調査を実施する

令和 3 年 4 月 ~ 意識調査結果に基づき、女性の就労意識の把握、事業展開にあわせた職域開発を行う。

以上